

●孝徳の宮「難波長柄豊崎宮」はどこにあったか？

川瀬健一

1) はじめに

「古田史学の会」では、「前期難波宮九州王朝副都」説に絡んで、近畿天皇家の王・孝徳の宮がどこにあったのかが論争されている。

「副都」説を唱える古賀さんは、「前期難波宮」は九州王朝の都であると主張するとともに、この宮と同じ時代の近畿天皇家の王である孝徳の宮・「難波長柄豊崎宮」は、この「前期難波宮」から少し離れた大阪市内の北区長柄豊崎の豊崎神社付近にあると主張する。これに対して「副都」説を批判する大下さんは、この時代に現在の大阪の上町台地には最近の地層の緻密なボーリング調査によって、難波津と呼べるような港湾は存在せず上町台地自身も広大な都城を建設できる規模ではないという地質学的考察に依拠して、「前期難波宮」は孝徳期ではなく天武期の宮であり、さらに、淀川河口を挟んだ北側の豊中吹田市付近の神崎川河口には古代の港湾施設や大規模な倉庫などの遺跡も掘り出されており、平安時代の記録にここが「難波浦」と呼ばれていたことを根拠にして、孝徳の宮はこの付近にあったのではないかとされている。そしてこの論争の前提には、大阪歴史博物館の見解である、前期難波宮は孝徳の「難波長柄豊崎宮」であるという見解が存在しているのである。

また「古田史学の会」の発祥の根拠である「九州王朝」説を唱えた古田武彦さんは、孝徳の宮は、九州の現在の博多付近にあったとしていたことも記憶に新しい。

私は、これらの論争を見て、『日本書紀』の記述だけに依拠して、孝徳の宮「難波長柄豊崎宮」がどこにあったのかを確定できるのではないかと考え、『日本書紀』孝徳紀を精査してみた。

結論としては、古田さんと同じく、孝徳の宮は九州の博多付近にあったとの結論に達し、古賀さんの北区長柄豊崎説も、大下さんの神崎川河口付近説も、さらには大阪歴博の前期難波宮説もすべて成り立たないとの見解をもった。

以下にその分析方法と、分析の過程を報告する。

2) 『日本書紀』での孝徳前後の近畿天皇家の宮について

まず孝徳紀の詳細な分析の前に、『日本書紀』では、孝徳の宮がどのように移り変わったと記しているかを確認しておこう。

書紀孝徳紀は、孝徳が即位したときの宮の名を記述していない。ということは、皇極四年645年6月の乙巳の変で蘇我本宗家を倒し、蘇我本宗家が次の王として目していた古人大兄を退けて、前王皇極から王位を受けたその宮に、孝徳は都を置き続けたことを意味している。

では皇極の宮はどこであったのか。

皇極即位は、前代の舒明死去の時に有力大王候補が複数あったために、その決着がつく

までの一時的なものであった。

その舒明の宮は岡本宮であるが、舒明8年6月にこの宮が焼けたので一時的に田中宮に移り、11年秋7月に「大宮と大寺を造る」と宣言して百済川のほとりを宮の地と定め、12年冬10月に新造の百済宮に移り、13年冬10月にここで崩御した。

したがって続いて王位を継承した皇極の当初の宮はこの百済宮であったが、皇極元年の9月に新造の宮造営を宣言し、12月21日に舒明の葬送の儀が終わると小墾田宮に移り、2年2月21日に新造の板蓋宮に移った。

乙巳の変が起きたのはこの板蓋宮においてである。

そして孝徳の即位になるが、この時に宮を移した記事はないので、孝徳はそのまま板蓋宮にいたものと思われる。

これらの宮はすべて大和（倭）国の飛鳥の宮である。しかし、『日本書紀』では、わざわざ「倭」の「飛鳥」の宮と記さないことを記憶しておこう。これは、近畿天皇家にとって、それは当たり前であったからだ。

そして孝徳元年（大化元年）の冬12月9日に突如「難波長柄豊崎宮」への遷都が宣言される。

書紀原文を示せば、「冬十二月乙未朔癸卯、天皇遷都難波長柄豊碕。」である。遷都宣言どころではなく、都を移したということ。そして前後の記事をみてもどこにも、孝徳が新しい都を造営した記事もないし、その宮に移動した記事はないのだ。

ということは、「難波長柄豊崎宮」はこれ以前にすでに存在していたことを意味している。

ただしこの記事では、ここに言う「難波」が、近畿地方の難波なのか、九州の難波なのかは区別できない。

3) 『日本書紀』の性格とその記述の特性

孝徳紀を分析する前に、史料である『日本書紀』の性格とその記述の特性を考えておこう。

『日本書紀』は盗用の書であり、歴史を偽造した書である。

何を盗用したか。それは「九州王朝」の歴史書の記事の盗用であり、「九州王朝」の事績の多くを、近畿天皇家の事績であるとして歴史を偽造した書である。

この盗用と偽造の目的は何か。

それは日本列島の歴史始まって以来悠久の昔から、この列島宗主権は近畿天皇家が保持していたと歴史を改竄し、自らの王家としての正統性を未来に宣言することにある。

だから『日本書紀』は盗用と偽造の書である。

しかし『日本書紀』がその記述の対象とした時代、紀元前から紀元後7世紀末までの時代の日本列島の歴史を考える上でもっとも信頼のおける文献史料は、日本国内史料としては、この『日本書紀』と『古事記』しかなく、あとはこれらとほぼ時代を同じくして編纂

された『万葉集』や『風土記』しかないのが実情である。この時代の文字史料の多くはすでに失われてしまい、これらの編纂史料に引用された形でしか残っていないのである。

その最大の史料である『日本書紀』は「九州王朝」の史料と周辺諸国・朝鮮半島の国々と中国の正史の史料とを近畿天皇家が悠久の昔から日本列島の宗主国であったという嘘を形作るためにばらばらに換骨奪胎して盗用し、近畿天皇家の史料と混ぜ合わせたものである。そしてほぼ同じ時期を描写記述した『古事記』は、これは近畿天皇家の内部の史料だけに基づいて書かれてはいるが、やはりここでも先在する「九州王朝」はなかったこととされ、近畿天皇家が悠久の昔から列島の宗主国であったという主張は『日本書紀』と同じである。

「九州王朝」説を唱えた古田武彦さんは、主として中国歴代王朝の正史に依拠して、歴代中国王朝が、日本列島の宗主国はどこでその国の政治の仕組みや風俗はどうなっていたと認識していたのかを主たる根拠として、列島宗主権は、中国の漢王朝時代以後は北九州の博多湾岸に拠点を置いた「倭国」が持っており、この「倭国」が中国唐王朝と戦って勢力を失い、分王朝である近畿天皇家による「日本国」によって列島宗主権を奪われるまで、その宗主権は続いたとの歴史事実を掘り起した。そして、この認識に基づいて日本側の二つの史書『古事記』『日本書紀』をひも解いてみると、これらの二つの史書の記述もまた、中国王朝の日本列島認識を裏付けていることを明らかにした。そしてこの過程で二つの史書の性格と依拠した史料の違い、さらにはその成り立ちの歴史を明らかにし、『古事記』に載っていない『日本書紀』に載っている記事は、「九州王朝」の史書や周辺諸国の史書からの記事の盗用であることを明らかにしたのだ。

ただし古田さんは、『古事記』もまた偽造の書であることも指摘している。それは『古事記』撰述に当たって天武が、諸家の記録を糺し正しいものに改めることを目的であると宣しているからであると。『古事記』は近畿天皇家内部の記録に基づいて編述された史書ではあるが、天武につながる王家こそが正統の王家であるとの大義名分論で書かれているということだ。

だが、盗用と偽造の書だからと言って、先に述べた文字史料の残存状態からして、『古事記』や『日本書紀』を歴史史料から排除してしまうわけにはいかないのは、たしかなことである。

では『日本書紀』を歴史史料としてどのように扱うべきなのか（『古事記』も同じである）。

この時代の最も信頼できる文書は、当時の一次史料で成り立っている『日本書紀』しかないのだから。書紀編者がどう、「九州王朝」の一次史料と自己の王朝の一次史料を組み合わせ、歴史を偽造したのか。この方法を解析すればできることだ（『古事記』の場合では、大和の諸家の史料と継体以後の王家の史料をどう組み合わせ、歴史を偽造したのかだ）。

歴史偽造の目的は、近畿天皇家に先在する「九州王朝」の存在を否定し、「九州王朝」の事績のすべてを自己のものと偽造し、悠久の昔から列島宗主権は我にありと、未来の読者に向かって宣言することにある（『古事記』の場合では、継体王朝こそが大和における正

統な王家であると宣言することにある)。

ただし実際に編集した史官は、嘘をつきたくない人々だ。事実を記録するのが史官の任務であるのだから。これは古田さんもどこかで言及したと思う。

したがって史官が、一次史料を引用し、それを異なった年次にはめ込み、主体名が近畿天皇家と思われるように偽造しても、引用した一次史料はなるべく手を付けず、歴史を読み解く目を持った人には、ここを偽造したなどわかるような方法でやったはずである(『古事記』も同様であろう)。

したがって、書紀編者の盗用と偽造の手口を明らかにすれば、『日本書紀』の記述に基づいて、その中から「九州王朝」の史書に記されたことと、近畿天皇家の史料に基づいたこととを分別し、それぞれの歴史とそれぞれの歴史の関係性を明らかにできるわけである(『古事記』の場合は、継体以後の王家の主張と大和の諸家に伝わった歴史の史料とを分別し、それぞれの歴史の真実を明らかにできるわけである)。

『日本書紀』孝徳紀の記事を分析するさいには、この盗用と偽造の手口を明らかにすることが前提となる。

4) 『日本書紀』の盗用と偽造の手口

孝徳紀を読んでいて、記述に微妙な違いがあることにまず気が付いた。

この孝徳紀は、大量の「詔」が引用されているのだが、その「詔」の記述の仕方に二種類あるのだ。

それは一つには、年次を記した上で、「詔していわく・・・」という形で、誰がこの「詔」を出したのか主体を明記しないで記述するやり方である。

二つ目は、年次を記した上で、「天皇は詔していわく・・・」という形で、「詔」を出す主体を「天皇」として明記した記述の仕方である。

そして同様な主体の記述の仕方は、天皇が部下を派遣したり、どこそこの宮に行幸したりした場合にも、二種類の記述があることに気が付いた。

それは一つには、「○○宮に御幸す・・・」とあったり、「○○を派遣す・・・」という形で、主語を明記しない記述の仕方である。二つ目は前と同様に、「天皇、○○宮に御幸す・・・」としたり、「天皇、○○を派遣す・・・」という形で主語を「天皇」として明記した記述の仕方である。

この微妙な記述の違いは、現代語訳の『日本書紀』ではほとんど無視されている。どちらも同じ近畿天皇家の天皇が主語であることは当たり前との観点から、記述の違いを無視して現代語訳されている。記述の違いがわかるのは、『日本書紀』原文。漢文で書かれた原文に当たらないと、この違いを見出すことはできない。

ではこの微妙な記述の違いは何を意味しているのか。

これは、書紀を実際に編集した史官が、前者は元の史料をそのまま改変せずに引用(盗用)し、後者は元の史料を、天皇ではない近畿天皇家の王の実名で記されていたのを「天

皇」と改変して引用した結果か、前の主語を記さない史料の記述は近畿天皇家のことであると見せかけるために、元々主語がなかった文に、主語として「天皇」の語を追加した結果ではないかと思われる。

主語を明記しない方の記述。これは中国の歴史書などでも実際に行われる方法で、高貴な存在である天子の名は文章の中には使用せず、「詔」とか「幸」などの天子の言動を表す語を使用したり、主語を省いても文脈からその行動をとったのは天子であるとわかるように書いたのが、元の史料の書き方だったからだ。元の史料とは、主として「九州王朝」の史書であり、ここで主体を明記されなかった人物は、「九州王朝」の天子だったに違いない。

これに対して、主語をはっきりと「天皇」と明記した場合はどうか。

一つは元史料が近畿天皇家の物だった場合。この場合当時の列島宗主権は「九州王朝」にあるのだから、近畿天皇家の王は天皇ではない。おそらく実名+「九州王朝」から贈られた官位で呼ばれていたであろう。この元史料の名を「天皇」に書き換える。そして他の一つは、「九州王朝」の史書から盗用した史料の場合である。この場合は、元々史料には主語がなかったのを、「天皇」の文字を加えて、この言動が近畿天皇家の王のものであったと偽造したに違いない。

この三種類の編集方法を駆使して、史官は、書紀を読む人間に、表面的にざっと読んでしまうと、一貫して列島宗主権は近畿天皇家が持っている「九州王朝」などなかったと認識させるように記述しておき、詳細に、記述の方法の微妙な違いまで読み込んで史料が実際に示していることは何なのかを探究しようとする人には、真実が仄見えるように仕掛けたのではないだろうか。

これが書紀編者の盗用と偽造の手口の一つである。

もう一つ手口がある。

それは孝徳紀の検討だけからでは明らかにならないが、書紀の中にあちこちにみられる「難波」の地名である。

一つ一つ前後の文脈を捉えながら、この「難波」がどこの難波か考えながら読んでみよう。そうすると三種類の「難波」があることに容易に気が付く。

一つは、前後の文脈から確実に近畿地方、詳しくは現在の大阪湾付近に存在したに違いない「難波」。

二つ目は、前後の文脈から確実に九州地方、詳しくは現在の博多付近に存在したに違いない「難波」。

三つ目は、このどちらとも判定できない「難波」。

「難波」記事の多くは、朝鮮半島の国々や中国との通交関係の記事において出てくる。これらの国に最も近い「難波」は、博多付近にあった「那の津」にあったとみられる「難波」であるが、書紀の記述は近畿の「難波」と捉えられるような曖昧な書き方になっているので、この通交関係の「難波」の多くが三つ目に分類されてしまうことになるであろう。

ここで問題なのは、近畿の「難波」と九州の「難波」が、果たして同じ「難波」という

文字表記の地名であったのかということである。

よく知られた事実であるが、『日本書紀』の神武紀に、この「難波」が出てくるのが書紀における「難波」地名の初出であるが、ここの登場の仕方は特徴的である。

すなわち「戊午年春二月丁酉朔丁未、皇師遂東、舳艫相接。方到難波之碕、會有奔潮太急。因以名爲浪速國、亦曰浪花、今謂難波訛也。三月丁卯朔丙子、遡流而上、徑至河内國草香邑青雲白肩之津。」の記事である。

いわゆる神武東征の重要な一場面。

長髓彦の統治する、当時の内海の奥に突入する前の出来事。

神武らの軍船は「難波の碕」に至りそこで激しくうねる潮流に出会う。そこでこの地を「浪速国」というと記しておいて、注記として（本文の中に組み込まれているので正しくは注記ではないが、性格としては注である。書紀注記の多くは細注である。）、また「浪花」とも云い、今「難波」と言うのはこの訛りであると言明する。

この文章を表面的に読めば、「難波碕」の前に急激な潮流があるのでこの地を「浪速国」と呼んだのだが、又の呼び名を「浪花」と言い、これが今では（書紀編纂の時点では）訛って「難波」となっていると、事実を淡々と述べたようにも見えるのだ。しかし本当にそうなのか。

これは『古事記』における該当箇所と比較してみればわかることである。

『古事記』ではこうなっている。「経浪速之渡而、泊青雲之白肩津。」と。

最終到達地が「白肩之津」であることは同じであり、これは内湾の奥にあった津のことであろう。しかし『古事記』には「難波之碕」の地名は登場せず、ただ「浪速之渡」を経て「白肩津」に停泊となっているのだ。

古田さんは、『古事記』になくて『日本書紀』だけに出てくる記事は、「九州王朝」の史書からの盗用だと言った。この考え方に立つと、この「難波」は九州の難波ということになってしまう。

しかしこう考えるのは間違いだ。

なぜなら、どう読んでも前後の文脈ではこの記事は、現在の大阪付近の内海の入り口での出来事だからだ。九州の難波ではありえない。

ということは、結論はただ一つ。書紀のこの箇所の難波は、書紀編者の造作であると。

つまり神武の軍が通過した地点として「難波之碕」を書紀編者は造作し、『古事記』にいう「浪速」は「浪速」と「浪花」の二つの表記があり、これが後世に訛って「難波」になったと地名を偽装して、ここに元々「難波」という地名があったと歴史を偽造しているのではなからうか。

言い換えれば『日本書紀』における近畿の、大阪湾の「難波」は、元々は「浪速」であって、書紀編纂当時もまた「浪速」であったのを、九州の「難波」と同じとして表記を変えることで、二つの地名が同じ一つの地名であるかのように偽装することを宣言したのが、この冒頭の注記であったと理解すべきなのである。

こう理解すれば、先の三つの「難波」の意味がもっと明らかになる。

第一の、明らかに近畿の大阪湾付近の「難波」は、「浪速」が正しい地名である。

第二の、明らかに九州の博多付近の「難波」こそが当時は「難波」と呼ばれた。

第三の、どちらとも判断できかねる「難波」の中で、対外通交に関わって出てくる「難波」は、「九州王朝」の王城の地であり外国との通交の窓でもあった、博多付近の「難波」であった。

こう理解することが可能である。

近畿の「浪速」を「難波」に表記を変えることで、これと、「九州王朝」の津であり王城の地であった「難波」とを、書紀の読者が同一視するように偽装したのが、書紀編者の手口の一つであったと思われる。

5) 『日本書紀』孝徳紀の再検討—宮関係記事を中心として—

孝徳紀における宮についての次の記事は、先の遷都宣言の次は、孝徳二年（大化二年）春正月の項の最後に出てくる。

「是月、天皇、御子代離宮」。ここには注として「或本云、壞難波狹屋部邑子代屯倉而起行宮」とある。

そして次の二月の最後に、「乙卯、天皇還自子代離宮」とあり、離宮から宮に戻ったことが示されている。

ただしこの三つの記事は孝徳の行動とは断定できない。

「是月、天皇、御子代離宮」。離宮の名前は注から「子代離宮」であるので、その頭に付けられた「御」という文字は、「迎える」という意味の「御」と考えられ、「子代離宮に天皇をお迎えした」となり、これは天子の行動を指す言葉である。そして注が「或る本に云う」とあることが曲者である。

『日本書紀』が「ある本」というとき、書名を伏せておかねばならない書なのだから、記事を盗用した「九州王朝」の史書からの引用と考えられる。したがってこの「子代離宮」に「お迎えし＝御」た「天皇」とは、孝徳のことではなく、文字どおりに「九州王朝」の天子であったのではなかろうか。「或る本」が記すこの離宮の場所が、「難波狹屋部邑子代屯倉」とあるからである。「九州王朝」の史書で難波といえば、現在の博多近辺の那の津に面した地方のことである。

したがってこの記事の元々の形態は、「是月、御子代離宮」であり、次の二月の記事は、「乙卯、還自子代離宮」であったに違いない。

孝徳紀における次の宮関係時期は、孝徳二年（大化二年）9月の項である。

この項の最後に、「是月、天皇、御蝦蟇行宮或本云、離宮。」

ここも孝徳の行動ではない。「蝦蟇行宮」に「御＝お迎えする」とあり、「或る本に云う」とあって「離宮」と。

前の論証と同じく、これは「九州王朝」の天子の行動である。したがってこの記事の元の形は、「是月、御蝦蟇離宮」であろう。

孝徳紀における次の宮関係記事は、孝徳三年（大化三年）の記事の途中に出てくる。すなわち、「是歳、壞小郡而營宮。天皇、處小郡宮而定禮法」である。

小郡（おそらくは役所か倉であろうか）を壊して宮を造営するという記事。そして造営した「小郡宮」で礼法を定めたと。

この記事の特徴は、「壊」「營」「定」「處」という動詞に一切主語が明記されていないことだ。主語を明記しない。これは天子の行動を示すときの用法である。したがってこの「小郡宮」を作ったのも「九州王朝」の天子である。「天皇」は後から挿入した語だ。

すなわちこの記事の元の形は、「是歳、壞小郡而營宮。處小郡宮而定禮法」である。

次の記事は孝徳四年（大化四年）正月の記事である。

すなわち、「四年春正月壬午朔、賀正焉。是夕、天皇、幸于難波碕宮」

つまり正月の拝賀の礼が終わったあとで、天皇は「難波碕宮」に行幸したというもの。ここも行動を指す語として「幸」という天子にしか使わない語が使用されているので、この天皇は「九州王朝」の天子である。「天皇」は後から挿入した語だ。

したがってこの記事の元の形は、「四年春正月壬午朔、賀正焉。是夕、幸于難波碕宮」である。

この時に正月の拝賀の礼を行った宮の名は記されていない。しかし儀式が終わってから夕方に「難波碕宮」に行幸したというのだから、拝賀の礼を行った宮は同じく、「難波」付近にあったと思われる。もちろんこの「難波」も九州の難波である。

次の記事は、白雉元年（孝徳五年の次の年）一月一日の記事である。

すなわち「白雉元年春正月辛丑朔、車駕幸味経宮、觀賀正禮味経、此云阿賦賦。是日、車駕還宮」。

「味経宮」という名の出現例の最初である。

正月一日の拝賀の礼を行うために、車駕で「味経宮」に行幸したとある。そしてこの日のうちに車駕は「宮」に還ったとある。

この記事では「幸」「觀」「還」のすべての動詞の主語が明記されず、「幸」は天子の行動を指す語であるから、これらの行動は、「九州王朝」の天子の行動であることを示している。そしてここで天子は、拝賀の礼が終わったあとで、「味経宮」から「宮」に還ったというのだから、当時「九州王朝」の天子が常時居していた宮は「味経宮」ではないことを示している。そしてこの記事は、元々の「九州王朝」の史書の記事をそのまま転載したものと考えられる。

では天子が戻った宮とはどこであろうか。先の「難波碕宮」か。

でもこれは違う。わざわざ行幸すると言っているのだから、この宮も通常の宮ではないことがわかる。

では通常の宮はどこか。それはこの項目の次に行われる白雉改元が行われた宮のことである。そこには宮の名は明記されていないが、「味経宮」に行幸したとの記事もないのだから、白雉改元が行われたのは「味経宮」ではなく、「九州王朝」の天子が常時居していた宮でのことである。

「前期難波宮九州王朝副都説」を唱える古賀さんは、白雉改元が行われた宮の正式な名は「味経宮」であるとしているが、書紀記事をきちんと読めば、白雉改元の礼が行われたのは、「九州王朝」の天子が「味経宮」での拝賀の礼を終えたあとで戻った宮で行われたことが明らかになるのである。

そしてこの年初めて拝賀の礼を行った「味経宮」とは何かが問題となってくる。

このヒントが次の宮関係記事に出てくる。

それは、白雉元年冬 10 月の記事である。

すなわち、「冬十月、爲入宮地所壊丘墓及被遷人者、賜物各有差。即遣將作大匠荒田井直比羅夫、立宮塚標」。

つまりこのとき、「九州王朝」では新しい宮を造営中であったのだ。これが「九州王朝」の記事である証拠は、「賜」「遣（つかわす）」「立（たたしめる）」の各動詞の主語が省略されていることと、「賜」という天子の行動を示す語がつかわれていることである。新宮造営のために墓を壊されたり家を移動させられた人々に下賜物を与え、宮の境界の標識を、「將作大匠荒田井直比羅夫」を遣わして立たしめたという記事である。

おそらく先の「味経宮」が造営中の「九州王朝」の新宮の名である。ここも元の「九州王朝」の史書そのままに転載された記事である。

この次の宮関係記事は、白雉二年冬 12 月の記事である。

すなわち、「冬十二月晦、於味経宮請二千一百餘僧尼使讀一切經。是夕、燃二千七百餘燈於朝庭内、使讀安宅・土側等經。於是、天皇從於大郡遷居新宮、號曰難波長柄豊碕宮」。

この記事の前半は、造営中の「味経宮」で一切經の読誦が行われたとの記事。そしてこの日の夕方朝廷内においても安宅・土側などの經の読誦が行われたと。一切經の読誦が行われたのは造営中の新宮「味経宮」。

そしてこの記事は元々の「九州王朝」史書そのままである。なぜなら、「請」「使」などの動詞の主語が一切省かれているからだ。これらの記事の主語は、「九州王朝」の天子である。

この九州王朝の記事に続いて出てくるのが孝徳の行動記事のように偽装された記事である。

「於是、天皇從於大郡遷居新宮、號曰難波長柄豊碕宮」と。

すなわち「天皇」は「大郡」から「新宮」に居を遷したと明確に主語を示しているのだから、これは孝徳の行動であると読める。そして移った新宮の名が、先に孝徳が遷都すると宣言した「難波長柄豊崎宮」なのだから、この宮はこれまで造営中の新宮であり、天皇はそれまでいた「大郡」から新宮に移ったというのだ。

この天皇は、記述の仕方からは、孝徳以外には考えられない。そしてこの日の新宮の完成まで孝徳は、「大郡」にあった宮にいたということだ。約7年の歳月を経てやっと孝徳の居所がわかった。だが今までの宮の名前は記されていない。

だがこの記事も偽造されたものと考えられる。

なぜなら「九州王朝」の造営した新宮に天子が居を遷したとの記事がまったくないからだ。

つまりこの記事の後半は、前半と同じく元々は、「九州王朝」の天子の行動を示した記事だったのではないか。

元の形は、「於是、從於大郡遷居新宮」。

こう考える根拠は、この次の記事に「大郡宮」があり、天子がその宮に一時的に行幸し、そこで二か月ほど政務をとったと読める記事があることと、「九州王朝」の天子が「新宮」に居を遷したとの記事がないからだ。

したがってこの記事の前半は、元々は「九州王朝」の天子が、造営中の新宮＝味経宮に2100余人の僧尼を招いて一切経の読誦をさせ、その夜は朝庭内に2700余の燈を灯して、安宅・土側などの経を読誦せしめた、という記事で、記事の後半は、この夜の儀式を行った朝庭も新宮＝味経宮であり、この行事を通じて天子が、「大郡宮」から「新宮」に居を遷したとの記事だったのであろう。

この記事の後半に「天皇」の文字を入れ、「號曰難波長柄豊碕宮」の一文を挿入することで、まるでこの記事が近畿天皇家の王・孝徳の記事であるかのように偽装したのが、書紀編者の手口であったと思われる。目的はもちろん、この孝徳紀に書かれた一連の改革の「詔」と新宮造営のすべてが、近畿天皇家の事績であると歴史を偽造するためである。

この次に興味深い宮関係記事が現れる。それは、すなわち、

「三年春正月己未朔、元日禮訖、車駕幸大郡宮」。そして続いて、「三月戊午朔丙寅、車駕還宮」と。

この記事の主体は「九州王朝」の天子である。「幸」という天子の行動を示す語が使われており、主語が明記されていないからだ。そしてこの「九州王朝」の天子は、正月の拝賀の礼が終わってから、車駕で「大郡宮」に行幸し、しばらく数か月ここに滞在した後に、また「宮」に戻ったとある。この戻った宮は「九州王朝」の天子の常に居した宮であろうが、この宮の名は伏せられているが、前の記事で新宮に遷ったのを「九州王朝」の天子であったと考えれば、この帰った宮は、新宮である「味経宮」と考える以外にない。

この「大郡宮」も「九州王朝」の天子の宮の一つであったであろう。

ではこの「大郡宮」が新宮造営前の天子の常の居所であったのだろうか。残念ながらこう断言できる記述は、孝徳紀にはない。その可能性があるとはしか言えない。

そして次に「九州王朝」の新宮の造営完了の記事がでてくる。

すなわち、同じ白雉三年の項であるが、「秋九月、造宮已訖。其宮殿之狀、不可殫論」と。

通説ではこの宮を孝徳の宮・「難波長柄豊崎宮」のこととして、ここで初めて完成としているが、文脈からして「九州王朝」の新宮のこととしか考えられない。この「九州王朝」の新宮の名前は伏せられているが、先に一時的に行事が行われ、白雉二年冬 12 月に天子が遷宮した「味経宮」であろう。

そしてこの宮の様は言葉に尽くしがたいと讃嘆の言葉が綴られている。

おそらく今まで見た宮のありさまとは大きく異なっているということなのであろう。

「九州王朝」の新宮は、後に見るように、その造営を宣言した「詔」では「京師」と表現され、これは中国の王朝の天子の都を指す言葉であるので、大規模な街路をもった都城の中に、大規模な役所を伴った天子の宮が存在したのであろう。そしてこれまでこのような中国の天子の都城にならった都は日本にはなかった。だから「九州王朝」の史書には、「其宮殿之狀、不可殫論」と書かれたのであろう。

ただしこの記述をもって、古賀さんの「白雉改元を行える大規模な宮は 7 世紀中ごろの難波宮以外にない」との所説を裏付ける証拠としてはならない。なぜならば、先に論じたように、白雉改元が行われたのが、新たに作られた大規模な都城の中にある新宮＝味経宮ではなく、旧来の天子の居所の宮であったからである。

「白雉改元は大規模な宮でなければ行えない」との古賀さんの言説は、「前期難波宮」、正しくは「難波宮遺構下層宮殿遺構」が 7 世紀中ごろの中国王朝の宮殿にならった宮であり、ここが「九州王朝」の副都に違いないという、古賀さんの間違っただけの思い込みを説明するために造作された、幻だからである。

書紀孝徳紀の白雉改元の儀式は、「元日の儀式のように、儀仗兵が威儀を正し、左右大臣、百官の人々が四列に御門の外に並び、四人が雉の輿を担いで先払いして進み、その後ろに左右大臣、百官および百濟君豊璋ら韓国の高官らが続いて中庭に進み、そこで別の四人が雉の輿を受け取って担ぎ、御殿の前に進み、そこで左右大臣が雉の輿の前を持ち、王族らが雉の輿の後ろを持って天子の御前に置き、そこから改元の儀式が始まったというものがある。

原文を挙げれば、「甲申、朝庭隊仗如元會儀、左右大臣百官人等爲四列於紫門外。以粟田臣飯蟲等四人使執雉輿而在前去。左右大臣乃率百官及百濟君豊璋・其弟塞城・忠勝・高麗侍醫毛治・新羅侍學士等而至中庭。使三國公麻呂・猪名公高見・三輪君甕穗・紀臣乎麻呂岐太四人代執雉輿而進殿前。時、左右大臣就執輿前頭、伊勢王・三國公麻呂・倉臣小屎執輿後頭、置於御座之前。天皇即召皇太子共執而觀、皇太子退而再拜。使巨勢大臣奉賀曰『公卿百官人等奉賀。陛下以清平之德治天下之故、爰有白雉自西方出。乃是、陛下及至千秋萬

歳浄治四方大八嶋。公卿百官及諸百姓等、冀磬忠誠勤將事。』奉賀訖再拜」である。

大事なことは、この白雉改元の儀式が、元旦の拝賀の礼と同じように行われたということだ。

「九州王朝」の元旦の拝賀の礼は、白雉元年には新宮である味経宮でも行われたが、それまでは旧宮でも毎年行われた儀式である。つまりその儀式の規模は、通例の元旦の拝賀の礼と同じということだ。したがって古賀さんの「白雉改元のような大規模な儀式を行える宮は、7世紀中ごろにおいて、大阪の難波宮以外にない」という言説は、自説を有利に見せかけるための言葉の装飾にすぎないのである。

この「九州王朝」の新宮「味経宮」の造営完成は、白雉三年秋九月である。ではこの宮の造営開始はいつのことであったのか。

大化二年春正月甲子朔（1月1日）、賀正禮畢、即宣改新之詔曰。この改新の詔の中に都城建設の話が出ている。

すなわち、「其二曰、初修京師、置畿内國司・郡司・關塞・斥候・防人・驛馬・傳馬、及造鈴契、定山河。」と。

「京師」とは都のことである。これまでの「宮」とは違う。天子の居所である「宮」を中心に、それを囲んで朝廷の役所がひしめき、その外側には広大な街路をもった都市が形成される。これが「京師」である。中国の歴代王朝の都に習ったものである。これを建設し国の統治制度を改めるというのだ。

そして続く、大化二年三月辛巳（3月19日）の詔の中にも、新宮造営のことが言及されている。

すなわち、「念雖若是、始處新宮、將幣諸神、屬乎今歲。又於農月不合使民、緣造新宮固不獲已。深感二途、大赦天下」である。

畿内に派遣した国司の不正が発覚しそれを厳しく問いたです詔の中で、本来なら厳しく罰すべきときであるが、「初めて新宮で諸神に幣を捧げる年にあたり、農月に当たっているので民を使役すべき時ではないが、新宮を造営していることによりやむを得ない。したがって天下に大赦令を出す」という文言である。

これら一群の詔は、主語もなく「詔」という天子の行動を示す語が使われているのであるから、明らかに「九州王朝」のものである。

すなわち「九州王朝」は、大化二年の正月の詔によって新たに都城建設を宣言し、それから7年たってその新宮造営を終わったということだ。

ただしこの一連の詔は内容を読んでみると、出てくる順番がおかしいし、本来あるべき詔がいくつも存在していない。近畿天皇家が『日本書紀』を編纂するにあたって、「九州王朝」の一連の改革を自己のものに偽装するために、詔群を盗用した際に、いくつかを削除し、その発布の年次を変えて掲載したものと思われる。したがって都城新制を定めた正月の詔がいつ出されたかは、この詔群を考察しないと、最終的には確定できない。

これは別して論じたい。改革の中身を考察する必要もあるので。

「味経宮」とは、この新規に造営された「京師」の中心にある天子の宮のことである。

さて以上のように孝徳紀における宮関係記事を検討してきたわけであるが、わかったことは以下の通りである。

●孝徳の宮「難波長柄豊崎宮」は、この宮の造営の記事もないので、新たに造営された新宮ではなく、「難波」に以前からあった宮のことである。そしてこの「難波」とは以上の書紀記述からは九州か近畿かは確定できない。

●九州王朝の「新宮」＝「味経宮」の造営開始時期は、大化二年三月の詔に「新宮」造営のことが記されているから、これ以前に造営が始まったことは確かであり、その前の大化二年一月の改新の詔に「京師」造営が記されているのが、新宮造営開始の証である。ただし一連の「詔」群は年次も順番も入れ替わっており、書紀の記述の年次に造営宣言が出されたどうかは未確定である。そしてこの新宮では、「白雉元年春正月辛丑朔、車駕幸味経宮、觀賀正禮味経、此云阿膩賦。是日、車駕還宮」の記事から、白雉元年にはほぼ完成していたことがわかる。しかし最終的な完成は白雉三年秋 9 月。この新宮＝「味経宮」完成までに「九州王朝」の天子が居した宮は、孝徳紀では伏せられている。

しかし当時の「九州王朝」の宮はいくつもあったことがわかる。

出現順にあげれば、難波の「子代離宮」、「蝦蟇行宮」、「難波碕宮」、「小郡宮」、そして「大郡宮」。

「子代離宮」が難波にあり、「難波碕宮」が難波にあることは明確だから、他の宮もまた「九州王朝」にとって古くからの王城の地であり、外国との通交の津もある、博多湾に面した内海・那の津に面した「難波」にあったことは確実と思われる。

ただし、「九州王朝」の天子が新宮・味経宮に遷宮する前に住んできた主たる宮の名前は、以上の孝徳紀の記述には見当たらない。この宮の正式名称は何であろうか。もしかするとこれは、最後の記事、孝徳の死亡記事に出てくる「難波宮」かもしれないが、これについては後で述べよう。

6) 「難波長柄豊崎宮」のありかの新理解

しかし以上の検討によっても、孝徳の宮「難波長柄豊崎宮」がどこにあったかは確定できない。

しかし孝徳紀最後のほうに、この宮のありかを推測させる記事が存在する。

それは孝徳の皇太子中大兄が飛鳥に戻りたいと言い、孝徳の反対を押し切って大挙して飛鳥に還ってしまう記事である。すなわち、書紀原文を挙げておこう。白雉四年のことである。

「是歲、太子奏請曰、欲冀遷于倭京。天皇、不許焉。皇太子、乃奉皇祖母尊間人皇后并率皇弟等、往居于倭飛鳥河邊行宮。于時、公卿大夫百官人等皆隨而遷」と。

わざわざここで中大兄は「倭京」に還りたいという。そして母で前王の皇極と、妹で孝徳の妃間人や弟ら群臣を率いて戻った先は「倭飛鳥河邊行宮」とある。ここでもわざわざ「倭」を冠して「飛鳥河邊行宮」と表記する。

通常書紀においては、飛鳥の宮を示すときに「倭」とは冠しない。孝徳紀の前の皇極紀でもそうであるし、次の斉明紀でも同様である。そしてそれは飛鳥の宮だけではなく、近畿天皇家の宮を表記するときには宮の名だけを示す。

それは彼らにとって、その宮がどこにあったかは周知の事実だからである。

では、この記事でわざわざ「倭」と冠していることの意味はなんであろうか。

結論から先に述べると、飛鳥の宮にわざわざ「倭」と冠したのは、これが「九州王朝」の版図の外にある外国であることを示し、したがって当時孝徳がいた「難波長柄豊崎宮」が、「九州王朝」の版図の中にある宮であることを暗示するために、書紀編者が挿入したとみられる。「倭」とは近畿天皇家が治める別国・「倭国」のこと。大和の国を中心とした今の近畿地方の国。そして「九州王朝」の版図は、この当時は「日本国」と号した。北九州博多近辺を中心として、九州と近畿地方以西を治めた国。

こう理解した根拠を述べよう。

この孝徳紀に出てくる詔群を見ていると、どうもこの当時において、「九州王朝」は自己のことを「倭国」ではなくて「日本国」と自称していたように思われる。詔の中に「日本国天皇」の語が出てくるからである。

すなわち、大化二年二月甲午朔戊申の詔の冒頭。

「明神御宇日本倭根子天皇、詔於集侍卿等臣連國造伴造及諸百姓」と。

そして孝徳紀の冒頭の高麗の使いや百濟の使いに出した詔にも、「日本天皇」の語が出てくる。

すなわち、孝徳元年＝大化元年秋七月の一連の詔。

「詔於高麗使曰、明神御宇日本天皇詔旨、天皇所遣之使、與高麗神子奉遣之使、既往短而將來長。是故、可以温和之心、相繼往來而已」。

「又詔於百濟使曰、明神御宇日本天皇詔旨、始我遠皇祖之世、以百濟國爲内官家、譬如三絞之綱。中間以任那國、屬賜百濟。後遣三輪栗隈君東人、觀察任那國堺。是故、百濟王隨勅、悉示其堺。而調有闕。由是、却還其調。任那所出物者、天皇之所明覽。夫自今以後、可具題國與所出調」と。

そしてこれは『旧唐書』の記述の「日本は元小国、倭国の地を合わせたり」（原文：日本舊小國、併倭國）との中国側の認識とは異なるのだが、同じ『旧唐書』にはもう一つ、「倭はその名が雅ならざるを恨み日本と称した」（原文：倭國自惡其名不雅、改爲日本）との中国側の認識もあるので、こちらの方を採用したい。これは例の倭国王・多利思北孤が隋朝

の煬帝に対して「日出るところの天子」と自称したことに直結しているからである。

かなり前から倭国＝「九州王朝」の天子は、自国の名前を「日本国」と改称していた。このことを示す中国の正史の記述が、『旧唐書』の「倭國自惡其名不雅、改為日本」であった。そしてこの記述と、「日本舊小國、併倭國」との記述とは矛盾しない。これは『新唐書』の記述を間においてみると理解できる。

すなわち『新唐書』には、「日本乃小國、為倭國所併、故冒其号」とあるからである。つまり「日本国」は元小国で、「倭国」を合わせた後、その号である「日本国」を奪ったのだと。

中国の史書の記述をこのように理解するとき、6世紀の末においてすでに倭国は「日本国」と改称していたことを証明できるのだ。

この点、古田武彦さんは、書紀継体紀の、いわゆる「筑紫君磐井の乱」に絡んで、当初は書紀継体紀の最後の天皇崩御に絡んだ注記の、『百濟本記』の記述、「太歲辛亥三月、軍進至于安羅、營乞毛城。是月、高麗弑其王安。又聞、日本天皇及太子皇子、俱崩薨」の「日本天皇」を最初は磐井のことと判断したが、北九州において、この事件がきっかけと見られる文化的変動の跡など考古学史料からは一切見えないことを理由として、「磐井の乱は書紀編者のねつ造」とし、この記事に見える「日本天皇」は、継体に「滅ぼされた」前王朝・武烈に関わることとしたのは、間違いであったと私は判断している。つまり「磐井の乱」の元になった史料は、これは『古事記』にはなく『日本書紀』にしかない記事なのだから、元々は「九州王朝」の史書にあった記事である。したがってこれは、「九州王朝」内部の戦争、言い換えれば、「九州王朝」内部の天子の座を争う戦であったと判断すれば、先の『百濟本記』の「日本天皇」とは、筑紫君磐井のことであり、当時倭国はすでに国名を「日本国」に改名していた。そしてこの乱で「日本国天皇および皇太子」が死去し、新たな「日本国天皇」が即位した。その磐井を滅ぼした新たな「日本国天皇」が、「九州王朝」の天子・継体であったとの理解にも至るのである。

つまり書紀編者は、「九州王朝」の史書から王位継承戦争記事を盗用し、その際の「九州王朝」の天子の名を、当時の近畿天皇家の王の名に盗用し、記事の中に、近畿の王が部下に磐井討伐を命じ、「長門以東は我が統治し、長門以西は汝が統治せよ」との文言を挿入するという偽装を行い、あたかも「九州王朝」の王を謀反の咎で、近畿天皇家が討伐したとの歴史事実があったかのように、歴史を偽造したのである。これは書紀継体紀の磐井の乱に関わる記事の叙述の仕方、すなわち多くの動詞の主語の記述の仕方などに注意して解析すればわかることである。これは別途述べてみたい。

こう考えると、中大兄が戻った「倭京」＝「倭飛鳥河邊行宮」のあったところは、「日本国」の外だということを示しているのであろう。つまり近畿天皇家が統治する別国・「倭国」の内だと。

ということはつまり、これまで中大兄が孝徳とともにいた宮である「難波長柄豊崎宮」

のあった場所は、逆に「倭国」の外であり、「日本国」の内、つまり「九州王朝」治下の地であったことを示し、この九州で難波といえ、今の博多のすぐそば、那の津という筑紫の海からさらに内陸に入った内海に面した地方を指すことは確実である。

孝徳の都、「難波長柄豊崎宮」は九州の難波にあったのだ。

そして孝徳は病に伏した。白雉五年の10月のことである。ここを書紀は次のように記している。

すなわち、「冬十月癸卯朔、皇太子、聞天皇病疾、乃奉皇祖母尊・間人皇后并率皇弟公卿等赴難波宮。壬子、天皇崩于正寝。仍起殯於南庭、以小山上百舌鳥土師連土徳、主殯宮之事」と。

なんと孝徳が病に伏し、そして崩御した宮は、「難波長柄豊崎宮」ではなく「難波宮」と書かれているのだ。

通説はここを無視して、二つの宮は同一の宮だとしている。

「難波宮」の名は、書紀で初めてここに現れているからだ。

しかしこれは逆に、この二つの宮は別であることを示し、今ここで初めて、「九州王朝」の王城の地であった難波にある宮で、他の難波の「子代離宮」や「蝦蟇行宮」、そして「難波碕宮」や「大郡宮」のような字地名を冠するものではなく、地方名である難波そのものを冠した宮名が出現している。

この宮こそ、「九州王朝」の天子が新宮「味経宮」に遷都するまで居していた、「九州王朝」の都の名前ではないだろうか。

つまり孝徳は、「九州王朝」の天子が新宮「味経宮」に遷都したことで空いた旧宮に居を移していたのではないだろうか。おそらくは旧宮の防衛の任を帯びて。そして孝徳が当初遷都した先である「難波長柄豊崎宮」とは、孝徳が造営した宮ではなく、「九州王朝」の天子の宮の一つであったのだろう。孝徳はここに移って、「九州王朝」に臣属する別国の王として、天子の命を受けて活動していたものと思われる。

孝徳が九州にいた理由は別途、孝徳紀の詔群や外国との通交関係を詳細に検討して明らかにしたい。

そして孝徳の喪の期間があまりに短いことも、孝徳が崩御した宮が、「倭」の宮ではないことを逆に示していると思われる。書紀は次のように記している。

すなわち、「十二月壬寅朔己酉、葬于大坂磯長陵。是日、皇太子奉皇祖母尊遷居倭河邊行宮」と。

崩御からわずか二か月である。

通常近畿天皇家の大王の死にあたっては、喪に伏す時期が最低1年はあって、その間は遺体を埋葬することなく、殯宮に安置した状態で、王族や臣下が大勢の僧を伴って何度も喪の為の礼を尽くすのが通例である。その間遺体は水銀づけにしておくのであろう。腐敗

を止めるために。

だが孝徳は「倭」ではなく、遠く海を隔てた九州の地「日本国」の旧宮で崩御した。しかも臣下たちの多くはすでに、飛鳥に帰国している。殯宮で大規模な喪礼を何度も行う状況ではない。ただちに遺体を持って船で「倭国」に戻ったに違いない。そのため遺体を水銀づけにすることもできず、遺体の腐敗が続いたために、直ちに埋葬したのではないだろうか。これが孝徳の葬送の儀礼が、書紀に記されない理由である。

正木さんが言う、本来孝徳の葬礼の儀であった記事を、34年移動して天武の葬送の儀礼にしたという説は、書紀記述の誤読である。おそらくは正木さんが、天皇の葬送の儀礼は通常1年から2年続き、墓に納めるまでには、喪の礼を何度も大規模に行い、最後に墓に納める前に葬送の礼をおこなうという、通例を理解していなかったからだと思われる。書紀ではこれを「喪礼」「葬礼」と明確に区別しているのに。

この二か月という短い喪の期間は、明らかに九州博多の地で崩御した次の大王斉明の場合とまったく同じである。

斉明が崩御した宮は「朝倉宮」。そして戦に備えていた中大兄がいたのは「磐瀬行宮」。斉明7年の秋7月24日。斉明の亡骸は、中大兄ともに「磐瀬行宮」に戻ったのが8月1日。そして10月7日、斉明の遺体は海路帰国の途に就いた。難波の津（おそらく浪速の津）についたのが10月23日。そして飛鳥川原宮で殯宮を設けたのが11月7日。そして9日まで喪礼を行う。

斉明の葬送の儀は記されていない。戦の最中でもあり遺体の腐敗が進んでいたからであろうか。大規模な葬送の儀礼なしに直ちに埋葬したのだろうか。

九州の難波の「磐瀬行宮」で行われた喪の期間は二か月。倭の飛鳥川原宮で行われた喪はわずか三日。

これも海外での崩御で遺体の防腐処理が十分にできない中でのことであっただろう。

斉明の死に関する書紀原文を挙げておこう。

「秋七月甲午朔丁巳、天皇崩于朝倉宮。八月甲子朔、皇太子奉徙天皇喪、還至磐瀬宮。是夕於朝倉山上有鬼、着大笠臨視喪儀、衆皆嗟怪。冬十月癸亥朔己巳、天皇之喪歸就于海。於是、皇太子泊於一所哀慕天皇、乃口號曰、枳瀾我梅能 姑哀之枳舸羅爾 婆底々威底 舸矩野姑悲武謀 枳瀾我梅弘報梨 乙酉、天皇之喪還泊于難波。十一月壬辰朔戊戌、以天皇喪殯于飛鳥川原、自此發哀至于九日」である。

孝徳の喪がわずか二か月という事実もまた、孝徳が崩御した宮が、「倭」ではなく遠く海を離れた九州の「日本国」の難波の地であったことを示している。

書紀孝徳紀においては、孝徳の九州の宮が、「九州王朝」の長く王城の地であった難波に置かれ、しかも丁度「九州王朝」では、永く都が置かれた「難波宮」から新たに都城として造営した「味経宮」への遷都が行われようとしていた。そして孝徳の宮と九州王朝の天

子の旧宮が同じ難波にあったことを利用して書紀編者は、九州王朝の天子の旧宮の名と新宮の名をあいまいに記述することで、孝徳の「難波長柄豊崎宮」と九州王朝の新宮が同一の宮であるかのように偽装をおこなったのだ。

通説派は、そして「古田学派」の多くの論者も、この書紀編者の罠に嵌ってしまった。

しかし実際に書紀編纂を行った史官は、この偽造を見破ることができるように仕掛けをしてあった。それは「九州王朝」の天子の行動には、主語を明記しない方法を取り、「幸」「詔」など天子にしか使用しない語を使うことで、天子ではない孝徳の行動と区別することを可能にした。そして孝徳と袂を分かって中大兄が飛鳥に帰国する記事において、彼らの飛鳥の都に「倭」の字を冠することで、孝徳の宮がそれまでの「倭」ではなく「日本」にあったことを暗示したのだ。

この書紀の実際の編者が仕組んだ偽造の方法の密かな開示。ここに気が付いた者だけが歴史の真実にたどりつけるのだ。

ついでに最後に一言述べておこう。

書紀の天皇の死を記述する言葉は「崩」である。つまり「崩御」。しかしこれは通例天子には使用しない言葉である。天子が死したことを示す言葉は、「薨」である。つまり「薨御・こうぎょ」。先の継体紀に注として使われた「百濟本記」の記述では「日本天皇及太子皇子、俱崩薨」と記している。「崩薨・ほうこう」である。まさに天子の死を記述するにふさわしい語である。

従来の通説の論者も、「古田学派」の論者も、この言葉の微妙な違いを無視している。

(2017年6月13日記す)